

## 会費・報酬規約

この会費・報酬規約(以下「本規約」)は、尾張一宮テコンドークラブ会則 第6条に基づき、尾張一宮テコンドークラブ(以下「当道場」)に所属する会員の会費及び指導員等への報酬を定めたものです

### 第1条(会費)

会費は以下のとおりとします。

- ・ 年会費は、会員1人あたり¥6,000円とします
- ・ 入会金は、会員1人あたり¥2,000円とします
- ・ 月会費は、会員1人あたり¥3,000円とします
- ・ 月会費を納めていない会員が練習に参加する場合は、1回あたり¥1,000円で参加できるものとします  
なお、月会費は以下のとおり割引を行うものとします。
- ・ 子供が入会した場合、保護者の月会費は無料とします
- ・ 兄弟姉妹で入会した場合、2人目以降は月会費を¥2,000円とします  
(例) 兄1人、妹1人、母親の3人が入会した場合の月会費は以下のとおり計算します。  
兄¥3,000 + 妹¥2,000 + 母親¥0 = ¥5,000

### 第2条(昇段・昇級に伴う審査費用)

稽古を継続し上達が認められた方は、昇段または昇級のための審査を受けることができます。昇級の審査代は帯の色により¥5,000～¥8,000円となり、審査前にお伝えし、月会費に合わせて徴収いたします。昇段の審査代は審査前にお伝えするとともに、こちらも月会費に合わせて徴収いたします。

### 第3条(会費の徴収時期)

年会費は、入会時に当年度分を支払うものとします。翌年度分は当年度の3月に徴収するものとします。なお、入会・会員規則第3条に記載のとおり、11月～2月に入会された方は当該年度の年会費を徴収しておりません。

月会費は、入会時に入会月分を支払うものとし、翌月分は当月中に徴収するものとします。

### 第4条(報酬)

道場長等への報酬は以下のとおりとします

- ・ 道場長は、1月あたり¥8,000円とします
- ・ クラス担当指導員は、1月あたり¥5,000円とします
- ・ 指導員は、1月あたり¥3,000円とします
- ・ 準指導員は、1月あたり¥2,000円とします
- ・ 一宮杯の実行委員長は、1回あたり¥2,000円とします
- ・ 昇段、昇給にあたり、道場長が引率を依頼した場合は、引率先に応じて報酬を払うこととし、は岐阜県へは¥2,000円/回、愛知県岡崎市及び三重県へは¥4,000円/回とします。他県の場合は、実態を踏まえつつ個別に協議して決定するものとします
- ・ その他、防具の受け取りや打合せ等で交通費が発生し、1回あたりの金額が¥1,000円未満の場合に限り、道場長が報酬として支給する額を決定し、支払うことができます

### 第5条(規約の施行日)

本規約は、令和6年11月24日より施行します。

尾張一宮道場長 臼井久高